

新旧对照表目次

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）	1
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）	2
三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）	3

改正案	現行
<p>附則 （独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び福祉事業の実施） 第四条の二 政府は、第百五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。）の用に供する施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）</p> <p>第二十九条の二 政府は、第七十九条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第 号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）</p> <p>第九条の五 政府は、第七十四条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第 号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。</p>	